

過疎地域自立促進計画

平成28年3月

神石高原町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	町の概要	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	行財政の状況	10
(4)	地域の自立促進の基本方針	13
(5)	計画期間	17
(6)	公共施設等総合管理計画との整合	17
2	産業の振興	18
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	23
(3)	計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	26
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
(3)	計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	31
4	生活環境の整備	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	35
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	37
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	39
(3)	計画	41
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	41
6	医療の確保	42
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	42
(3)	計画	42
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	42
7	教育の振興	43
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	44
(3)	計画	45
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	45

8	地域文化の振興等	46
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	46
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	46
9	集落の整備	47
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	47
(3)	計画	47
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	47
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	48
(1)	現況と問題点	48
(2)	その対策	48
(3)	計画	48
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	48

1 基本的な事項

(1) 町の概要

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本町は、広島県の東部に位置し、北は庄原市、南は福山市、東は岡山県、西は府中市と接しており、面積は381.98km²である。

地勢は、中国山地が広島県東部で南に張り出した高原地形の中に位置しており、標高は400～500mとなっている。主要な山岳は、北部に大行山、小行山、須子山、猪辻山、中央部に星居山、権現山、竜王山、仙養山、西部に龍王山、東部に米見山、日野山等がある。

水系は、帝釈川、成羽川等大半が一級河川高梁川水系に属し、三和地域南部の一部が同芦田川水系に、神石地域西部の一部が同江の川水系に属している。

(イ) 歴史的条件

神石郡の名前が歴史上に現れるのは、「日本書紀」天武天皇2年(673年)3月壬寅条であり、その時は「亀石郡」と表記されている。享保2年から幕末までの150年間、神石郡は分割統治され、幕領と豊前中津藩（現大分県中津市）の所領であった。中津藩は神石郡37か村中22か村、甲奴郡12か村、安那郡2か村を領とし、備後地方の代官所を小畠（三和地区）に置いた。嘉永5年には、古川村（神石地区）を除く上豊松ほか14か村が、福山藩領に編入された。

明治4年の廃藩置県により、神石郡は倉敷県に属し、後に深津県に属した。その後、新たに小田県と改正し、明治8年には岡山県と合併したが、翌年の明治9年には岡山県から分離し、広島県との合併を行った。

明治11年の郡区編制法を期に、郡役所を小畠（現在の本庁舎付近）に置き、郡内の統制を行った。

明治22年の村制施行により、各小村は合併等を行い神石郡は30か村となり、明治32年には郡役所を油木地区に移し、統制を図った。

以後、神石郡内の各地で合併が行われ、昭和34年に油木町、神石町、豊松村、三和町の4町村の体制となった。

その後、4町村で神石広域事務組合を設立し、ごみ、し尿の処理、斎場の運営、介護保険の運営等の広域行政を推進してきたが、地方分権の推進、行財政改革、日常生活圏の広域化に対応した合併への協議を進め、平成16年11月5日、4町村が合併して「神石高原町」が誕生した。

(ウ) 社会的条件

本町は、備後の中心都市である福山市までの距離は約30km（本庁所在地）である。

広域交通体系は、本町の中央部からやや東側に、岡山県新見市と福山市を結ぶ国道182号が縦断しており、中国縦貫自動車道、山陽自動車道へアクセスしている。

このほか、主要地方道芳井油木線、同三原東城線、同新市七曲西城線、同吉舎油木線、一般県道布賀油木線、同牧油木線、広域農道等の幹線道路で構成されている。

また、公共交通機関としてはバス路線があり、国道、主要地方道、一般県道を走っているが、人口の減少、自家用車の普及等を背景として利用者が減少傾向にあり、民間乗合バス路線の廃止や運行回数の減少が進んでいる。

(エ) 経済的条件

本町の産業就業人口は5,168人（平成22年国勢調査）で、産業別就業人口割合は、第3次産業が41.9%で最も高く、次いで第2次産業28.9%、第1次産業28.7%となっている。

産業別就業人口割合の推移をみると、第1次産業は減少し、第2次産業、第3次産業が増加傾向にあり、農林業がおかれている環境の厳しさを示している。

商業は、旧町村の中心地に小売店、飲食店等が立地して小規模な商店街を形成しているが、福山市等への購買力の流出が著しく、衰退傾向にある。

工業は、経済不況の影響により、従業者数、製造品出荷額等ともに停滞傾向にある。

観光は、良好な自然環境を生かした多様なリゾート・レクリエーション地が豊富にあるが、入込観光客は減少傾向が継続している。

このように、地域経済は停滞傾向にあり、農業を始めとする地場産業の活性化、企業立地の促進、新たな産業の育成等、地域経済の活性化に向けた取り組みを強化することが必要になっている。

イ 本町における過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本町の人口は、平成22年に10,350人で、昭和35年以降の50年間で17,884人減少している（△63.3%）。

本町の年齢3区分別人口割合の推移をみると、昭和35年における0～14歳人口は、33.4%だったが、その後年々減少し、平成22年には9.2%となっている。これを広島県と比較すると、広島県（13.5%）より4.3ポイント下回っている状況にある。

また、本町の65歳以上の高齢者は昭和35年9.9%だったが、年々増加し、平成22年では44.7%を占めるまでになっている。

これを広島県（65歳以上23.7%）と比較するとほぼ2倍であり、少子・高齢化の傾向は顕著となっている。

本町の世帯数は漸減傾向にあり、平成22年には3,753世帯となっている。また、昭和35年以降50年間で1,955世帯減少している。

(イ) 旧過疎活性化法等に基づくものを含めたこれまでの対策

本町は、これまで旧油木町、旧神石町、旧豊松村及び旧三和町の4町村が過疎地域に指定され、各町村が「過疎地域対策緊急措置法」、「過疎地域振興特別措置法」、「過疎地域活性化特別措置法」に基づいて各種施策を総合的に推進してきた。

4町村では、地域特性に応じて、幹線道路を中心とした道路の整備、ほ場整備事業等の農業生産基盤の整備、上下水道等の生活環境の整備、教育・文化・集会施設等の整備、保健・福祉・医療施設の整備等の生産・生活基盤の整備、及び観光・交流施設の整備等ハード、ソフト全般における各種施策を推進し、着実にその効果をあげてきたところである。

(ウ) 現在の課題

合併後の本町が抱えている課題を列記すると次のとおりである。

① 過疎化、少子・高齢化の進行への対応

本町は人口減少が続く、高齢化率が44%を超える等、過疎化、少子・高齢化が進行して、超高齢社会を迎えており、高齢者保健・福祉対策、子育て支援対策、若者定住対策等の充実を図る必要がある。

② 恵まれた自然環境の活用

本町は、緑豊かな森林に囲まれた標高400～500mの高原に位置しており、昼夜の気温較差が大きい準高冷地型気候に属する等、自然環境、景観に恵まれており、これらを地域の貴重な資源として保護、継承する必要がある。

③ 特徴のある地域産業の振興

本町においては、米、和牛、トマト、ぶどうを主要農産物として振興するとともに、野菜等の農産物や果実を、神石高原まるごと市場をはじめとする産直市場での販売を行う。あわせて、新たな農産物の生産や販売の取り組みを進めながら、地域産業の振興等を通じて、経済の活性化を図る必要がある。

④ 道路・交通基盤の整備

本町は、国道182号を軸とした道路網が構成され、主要道路にバス路線が配置されているが、これらの道路網は、いずれも整備が遅れており、今後、日常生活圏や行政の広域化に対応し、円滑で安全な交通を確保するための道路網の整備を進めるとともに、災害等の緊急時に対応可能な道路の整備、児童生徒の通学手段、高齢者の通院・買物の手段等生活交通手段の確保等に取り組む必要がある。

⑤ 公共公益施設の集積を生かした生活利便性の向上

本町においては、合併前の旧町村単位に中心地が形成され、それぞれ公共公益施設が集積しており、これらの集積を生かし、各地域において利便性の高いまちづくりを推進する必要がある。

⑥ 豊富な歴史的・文化的資源の活用

本町においては、国指定の名勝「帝釈川の谷（帝釈峽）」、重要有形民俗文化財「豊松の信仰用具」をはじめ、文化財が豊富に分布しており、今後、個性的で魅力あるまちづくりを進めていく上では、これら地域の伝統的・文化的資源を維持、継承する必要がある。

⑦ 豊富なリゾート・レクリエーション地、多様なイベントの活用

本町においては、恵まれた自然環境、歴史的・文化的資源を生かしたリゾート・レクリエーション地が豊富に分布し、また、多様なイベントの開催等により都市との交流が盛んに行われており、これらの活用、相互連携等により、都市との交流を一層促進し、地域の活性化を図る必要がある。

⑧ 旧4町村の特徴のある機能を活かした地域の活性化

本町においては、旧4町村が教育・情報通信機能、リゾート・レクリエーション機能、農業を中心とした生産機能、保健・医療・福祉機能の集積等の特徴ある機能を有しており、これらの機能を町全体が共有し、相互に波及効果を得ることにより、一体のまちとしての機能を強化し、次世代に向けて多彩で活力のあるまちづくりを進める必要がある。

(エ) 今後の見通し

本町においては、今後も人口の減少が継続し、高齢化が一段と進行することが見込まれるとともに、経済においては、産地、企業間の競争が一段と激化し、淘汰される時代環境がより加速することが予想されるなど、本町を取り巻く環境は厳しいと考えられる。

こうした中で、本町は、これまで旧4町村で進めてきたまちづくりの成果を一体的に生かして地域の一体化と均衡ある発展という視点で新しいまちづくりに取り組んでいる。

今後、本町が持続的に発展していくためには、若者に魅力ある定住環境や高齢者が安心して住める定住環境づくりを推進するとともに、農業の高付加価値化、産地化を支える農業生産基盤の整備等の地場産業の活性化に取り組むほか、本町の有する個性やポテンシャルを生かした総合的な地域づくりを推進し、町民、来訪者等誰にも魅力ある地域としていくことが必要である。

さらに、合併による行財政基盤の強化・効率化等によるメリットを最大限活用しながら、「長期総合計画」を基本に策定した「過疎地域自立促進計画」を着実に推進することにより、誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力あるまちづくりに積極的に取り組んで行く必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町は、元来、農林業を中心とした地域であったが、日本全体が高度成長期を迎える中で、昭和40年代後半からの第2次産業の立地、農業の機械化による余剰労働力の発生等に伴い第2次、第3次産業への就業者が増加し、就業構造は大きく変化した。

さらに、農産物の輸入自由化等による国内外での産地間競争の激化、農産物価格の低迷は、高齢化が進行している農業者の生産意欲の減退をもたらすとともに、林業についても、外材の輸入による木材価格の低迷により、林業者の生産意欲の減退をもたらし、農林業就業者は減少の一途を辿った。

一方、福山市等の町外へ通勤している第2次産業、第3次産業就業者数は増加傾向にある。また、道路整備等による日常生活圏の拡大は、住民の日常生活の広域化をもたらし、本町では、福山市を始めとする沿岸諸都市との社会経済的な結びつきが強まり、こうした地域への通勤者も徐々に増加してきた。

この間、商業・サービス業等の第3次産業は、人口の減少が継続する中で衰退傾向にあるほか、第2次産業についても立地条件から停滞傾向が継続している。

また、観光・レクリエーションについても、自然レクリエーション等の観光資源を有し、拠点施設の整備を進めてきており、これら施設の一層の魅力化が求められている。

地域社会においては、人口減少の継続と併せて、少子化及び44%を超える高齢化が進行して地域力は低下しつつあり、住民の危機意識の高まりの中で、住民の主体的なまちづくりへの機運が高まりつつあり、様々な地域活動が活発化しつつある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和25年の38,813人を最高に、それ以降、減少傾向が継続している。

人口の減少率は、昭和35～50年にかけては5年間に10%以上の人口減少となっていたが、その後は減少率が鈍化し、特に、昭和55年以降は5%台で推移していた。しかし近年の減少は著しく平成17年には7.4%、平成22年には10.7%の減少となっている。。

年齢階層別にみると、0～14歳の年少人口比率は昭和35年の33.4%に対し、平成22年は9.2%と50年間に24.2ポイント低下しており、少子化が著しいことを示している。

15～64歳の生産年齢人口比率は、昭和35年の56.7%に対し、平成22年は、46.1%で10.6ポイント低下している。

生産年齢人口のうち、15～29歳の若年者比率は、昭和35年の18.0%に対し、平成22年は8.0%で、昭和60年以降減少傾向にある。

65歳以上の高齢者比率は、昭和35年の9.9%に対し、平成22年は44.7%と34.8ポイント増加し、著しい高齢化の進行を示している。

今後の人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計によると、平成27年9,234人、平成32年8,209人程度と見込まれる。

年齢別人口割合のうち、65歳以上の高齢者比率は平成27年48.1%、平成32年50.7%程度と見込まれ、高齢化がより一層進行するものと考えられる。

表 1－1（１） 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 28,234	人 23,297	% △17.5	人 19,479	% △16.4	人 17,114	% △12.1	人 15,732	% △ 8.1
0歳～14歳	9,425	6,694	△29.0	4,314	△35.6	3,059	△29.1	2,578	△15.7
15歳～64歳	16,022	13,695	△14.5	12,166	△11.2	11,028	△ 9.4	10,002	△ 9.3
うち15歳 ～ 29歳 (a)	5,077	3,464	△31.8	2,825	△18.4	2,445	△13.5	1,856	△24.1
65歳以上 (b)	2,797	2,908	4.0	2,999	3.1	3,027	0.9	3,152	4.1
(a)/総数 若年者比率	% 18.0	% 14.9	－	% 14.5	－	% 14.3	－	% 11.8	－
(b)/総数 高齢者比率	% 9.9	% 12.5	－	% 15.4	－	% 17.7	－	% 20.0	－

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,834	△ 5.7	人 14,016	△ 5.5	人 13,218	△ 5.7	人 12,512	△ 5.3
0歳～14歳	2,398	△ 7.0	2,083	△13.1	1,838	△11.8	1,500	△18.4
15歳～64歳	8,980	△10.2	7,933	△11.7	6,812	△14.1	5,940	△12.8
うち15歳 ～ 29歳 (a)	1,438	△22.5	1,282	△10.8	1,227	△ 4.3	1,197	△2.4
65歳以上 (b)	3,456	9.6	4,000	15.7	4,568	14.2	5,072	11.0
(a)/総数 若年者比率	% 9.7	－	% 9.1	－	% 9.3	－	% 9.6	－
(b)/総数 高齢者比率	% 23.3	－	% 28.5	－	% 34.6	－	% 40.5	－

区 分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,590	△ 7.4	人 10,350	△10.7
0歳～14歳	1,205	△19.7	955	△20.7
15歳～64歳	5,398	△ 9.1	4,773	△11.6
うち15歳 ～ 29歳 (a)	1,071	△10.5	824	△23.1
65歳以上 (b)	4,958	△ 2.2	4,622	△ 6.8
(a)/総数 若年者比率	% 9.2	－	% 8.0	－
(b)/総数 高齢者比率	% 42.8	－	% 44.7	－

表 1－1（2） 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 13,180	% －	人 12,315	% －	% △6.6	人 11,053	% －	% △10.2
男	6,327	48.0	5,877	47.7	△7.1	5,272	47.7	△10.3
女	6,853	52.0	6,438	52.3	△6.0	5,781	52.3	△10.2

区 分		平成26年3月31日			平成27年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 10,095	% －	△8.7	人 9,822	% －	% △2.7
男 (外国人住民除く)		4,818	47.7	△8.6	4,682	47.7	△2.8
女 (外国人住民除く)		5,277	52.3	△8.7	5,140	52.3	△2.6
参 考	男（外国人住民）	46			25		
	女（外国人住民）	43			48		

表 1－1（3） 人口の見通し

区 分	平成22年		平成27年			平成32年		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 10,350	% －	人 9,234	% －	△10.8	人 8,209	－	△11.1
男	4,894	47.3	4,355	47.2	△11.0	3,881	47.3	△10.9
女	5,456	52.7	4,879	52.8	△10.6	4,328	52.7	△11.3

区 分	平成37年			平成42年		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 7,267	% －	△11.5	人 6,453	% －	△11.2
男	3,462	47.6	△10.8	3,095	48.0	△10.6
女	3,806	52.4	△12.1	3,357	52.0	△11.8

注：平成22年は国勢調査，平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計による。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

総就業者数は、平成22年で5,168人、昭和35年以降の50年間で10,808人減少し、昭和35年の3分の1以下になっている。

産業別就業人口割合は、平成22年で第1次産業28.7%、第2次産業28.9%、第3次産業41.9%になっている。昭和35年の産業別就業人口割合は、第1次産業80.9%、第2次産業3.5%、第3次産業15.6%であり、昭和35年から平成22年の50年間に、第1次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向が一貫して継続している。また、第2次産業は、平成2年までは増加したもののその後横ばい傾向にある。

しかし、平成22年の産業別就業人口割合を広島県平均（第1次産業3.1%、第2次産業30.1%、第3次産業62.0%）と比較すると、依然として第1次産業が高い一方で、第3次産業が低くなっている。

町内産業は、全般的に停滞傾向にあるが、産業別にみると、農業については、ほ場整備等の農業生産基盤の整備は進展しているものの、国内外での産地間競争の激化や就業者の高齢化、担い手の減少等により生産量・生産額が低下しており、多様な販路の開拓、農産物加工の推進、新規作物の導入等を通じた6次産業化の推進、農業生産法人や後継者の育成等の農業主体の強化や、産地化、高付加価値化、直販体制の強化等、町全体で企業的な経営へ向けた取り組みが必要となっている。

林業も、木材価格の低迷、就業者の高齢化、担い手の減少等により、林家の生産意欲は減退しているが、重要な公益的機能を担っており、計画的な育林・間伐、林道等生産基盤の整備を行い、効率的・集団的な森林づくりを推進していく必要がある。

商業は、旧町村の中心地に小売店や飲食店が立地しているが、福山市等への買物客の流出が継続しており、商店数は減少傾向にあるが、高齢者を始めとする日常生活の利便性及び町内における交流の場の維持を図るために、商工会と連携して商店街の魅力化、魅力ある店舗の育成等に取り組む必要がある。

工業は、長引く経済不況の影響により停滞しているが、既存製造業の活性化や積極的な企業誘致、内発的な企業起こしを促進する等、雇用機会の確保・拡大に向けた取り組みが必要である。

本町には、良好な自然環境を生かした特徴のある多様なリゾート・レクリエーション地が豊富にあるが、入込観光客は、近年減少傾向が継続（さんわ182ステーションの入込客を除く）しており、地域の活性化を図る上では、これらリゾート・レクリエーション地の魅力化、イベントの開催等を通じて入込観光客の拡大と観光消費額の増大を図る必要がある。

こうした中、旧神石郡4町村の合併により本町（神石高原町）が誕生しており、今後は、住民と行政の住民自治組織によるまちづくりを基本としながら、福山市・備北地域と隣接する立地条件を生かした広域ネットワーク化の推進、豊かな自然や文化・歴史資源等を有効に活用して、町内産業の連携の強化による内発的な地域振興の促進、広域・周遊型観光ネットワークの形成による都市住民との交流の推進を図るほか、快適な多自然居住空間の形成による都市住民の流入の促進、情報通信基盤の整備等によって、産業振興・地域の活性化に取り組む必要がある。

表 1－1（４） 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,976	人 12,918	△19.1	人 12,310	△ 4.7	人 10,642	△13.5	人 10,124	△ 4.9
第 1 次 産 業 就業人口比率	% 80.9	% 75.6	－	% 67.1	－	% 52.1	－	% 46.3	－
第 2 次 産 業 就業人口比率	% 3.5	% 5.6	－	% 12.0	－	% 23.8	－	% 27.7	－
第 3 次 産 業 就業人口比率	% 15.6	% 18.8	－	% 20.9	－	% 24.0	－	% 25.9	－

注：各就業人口比率は分類不能を含む総数で除した値。

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,250	△ 8.6	人 8,509	△ 8.0	人 7,915	△ 7.0	人 6,915	△12.6
第 1 次 産 業 就業人口比率	% 43.7	－	% 37.7	－	% 36.5	－	% 34.1	－
第 2 次 産 業 就業人口比率	% 28.8	－	% 30.7	－	% 28.5	－	% 27.3	－
第 3 次 産 業 就業人口比率	% 27.5	－	% 31.6	－	% 34.9	－	% 38.5	－

注：各就業人口比率は分類不能を含む総数で除した値。

区 分	平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,296	△ 9.0	人 5,168	△17.9
第 1 次 産 業 就業人口比率	% 32.8	－	% 28.7	－
第 2 次 産 業 就業人口比率	% 25.3	－	% 28.9	－
第 3 次 産 業 就業人口比率	% 41.4	－	% 41.9	－

注：各就業人口比率は分類不能を含む総数で除した値。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町の行政機構は、図－1に示すとおりである。

平成16年11月5日の合併による町制施行により、町役場を設置し、本庁を旧三和町に、旧3町村を単位に支所を設置している。現在では本庁の町長部局は8課としているほか、会計課を設置している。さらに、議会事務局や、行政委員会として選挙管理委員会、農業委員会、監査委員を設置している。

一方、支所は、支所長のもと1課体制としている。

教育委員会については、教育長のもと2課体制としているほか、図書館に職員を配置している。

職員数は平成27年4月1日で169人、今後、行財政改革を推進し、状況に応じて行政組織の適宜見直しを行うとともに、職員数の適正配置に努めるものとする。

イ 財政の状況

本町の財政状況（旧4町村の合計）は表1－2（1）に示すとおりである。

平成25年度の歳入のうち、一般財源が56.9%で、残りを国・県支出金や地方債に依存している。

歳出は、経常収支比率が76%を上回っているほか、公債費負担比率が22%台を示す等、財政の硬直化が進行している。

本町では、経済が低迷する中で地方税の増収が見込めない中、合併後も地方交付税の見直し等により更に厳しい財政状況が予想され、自主財源の確保、効率的な事業運営による経費の節減等行財政運営の効率化、健全化に一層努め、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限引き出し、住民の多様な行政ニーズに応えていくことが必要である。

ウ 施設整備水準の現況と動向

旧過疎対策法以来の各種対策事業の推進により、道路、上下水道等の生活基盤、学校教育施設等の教育・文化基盤、農林業基盤等の整備に一定の成果をあげてきた。

本町の公共施設の整備水準を県内の町村平均と比べると、道路の改良率、舗装率ともにやや下回っている。また、水道普及率は大幅に下回っているが、水洗化率は上回っている。教育施設については、油木地域の統合小学校の整備、パソコン等の教育機器の整備等により、教育環境の充実を進めてきている。一方、農林業基盤施設は、農道、林道とともに、広島県平均より整備水準がやや低くなっている。今後については、道路、上下水道等の生活基盤施設の整備を計画的に進めていくとともに、合併に伴い重複する施設や学校統合による廃校等の有効活用を進めていくことが必要である。

行政機構図 図-1

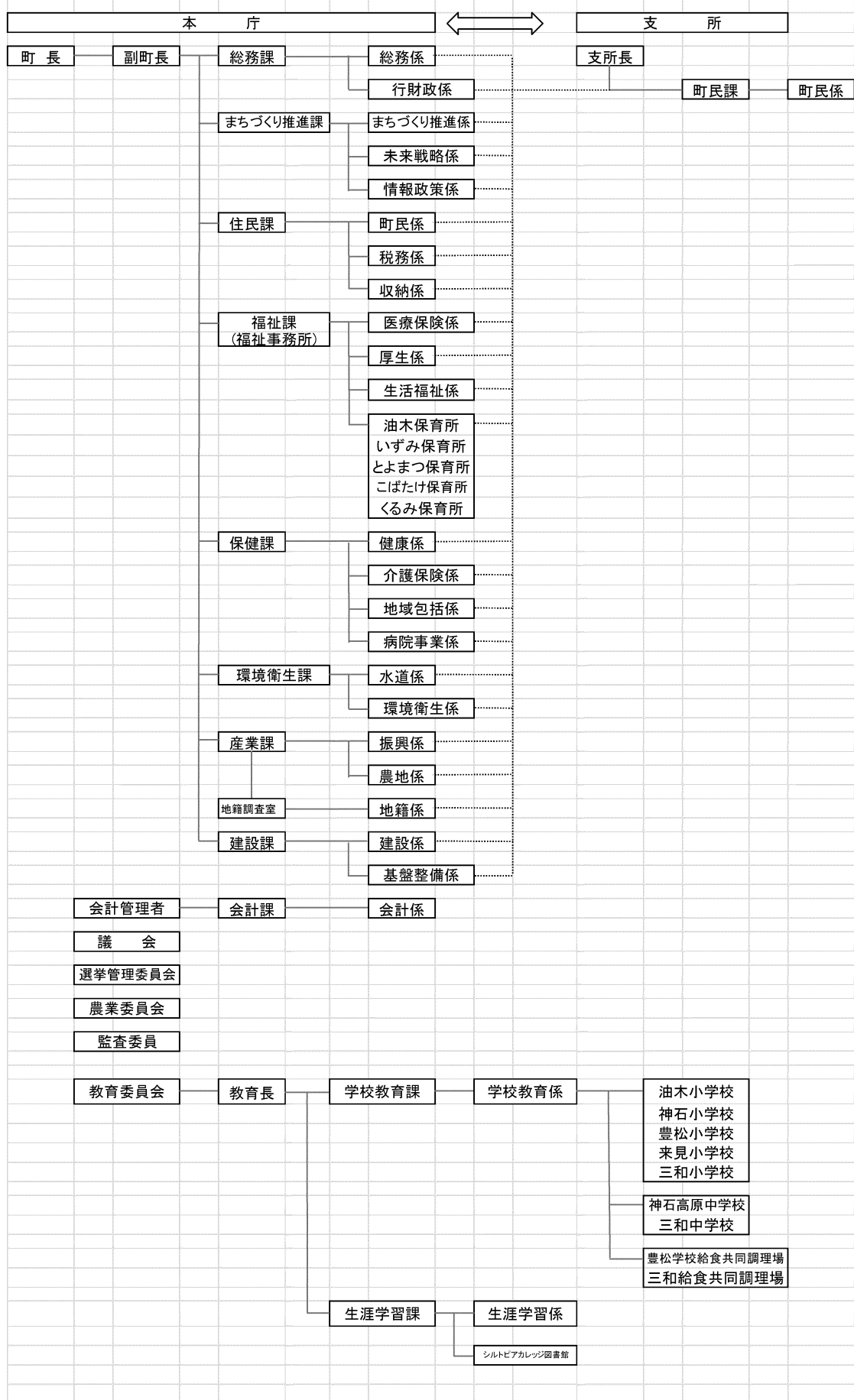


表 1－2（１） 市町村財政の状況（各町村調）

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	14,341,782	11,631,818	14,814,533	12,871,593
一般財源	8,756,057	7,214,659	7,613,831	7,328,578
国庫支出金	514,238	475,889	3,118,908	1,009,543
都道府県支出金	2,092,741	1,449,193	1,060,347	971,159
地方債	1,622,376	1,450,850	1,955,700	2,557,600
うち過疎債	1,656,300	429,730	1,103,500	983,400
その他	1,356,370	1,041,227	1,065,747	1,004,713
歳出総額 B	13,822,897	11,219,597	14,263,618	12,261,966
義務経費	4,945,101	4,679,787	4,579,436	3,817,429
投資経費	4,379,455	2,070,727	4,913,003	2,232,070
うち普通建設事業	4,194,691	1,804,739	4,598,997	2,112,022
その他	4,498,341	4,469,083	4,771,179	6,212,467
過疎対策事業費	3,353,883	1,809,529	2,791,505	2,113,243
歳入歳出差引額 C (A－B)	518,885	412,221	550,915	609,627
翌年度へ繰越すべき財源 D	112,769	25,768	52,662	74,931
実質収支 C－D	406,116	386,453	498,253	534,696
財政力指数	0.160	0.200	0.230	0.220
公債費負担比率	24.4%	28.3%	26.9%	22.1%
実質公債費比率	—	—	18.0%	11.5%
起債制限比率	12.0%	16.6%	—	—
経常収支比率	83.7%	92.6%	79.1%	76.6%
将来負担比率	—	—	38.0%	—
地方債現在高	18,748,729	20,610,885	14,272,914	13,587,336

注：平成12年度の財政力指数，公債費負担比率，起債制限比率，経常収支比率は旧 4 町村の数値を合算し，再計算したもの。

表 1－2（２） 主要公共施設等の整備状況（市町村公共施設状況調）

区 分	昭和45年 度末	昭和55年 度末	平成2年 度末	平成12年 度末	平成22年 度末	平成25年 度末
市町村道	改良率(%)	0.3	9.2	37.8	42.2	43.6
	舗装率(%)	0.3	21.4	57.0	60.9	62.2
農 道	延長(m)	71,234	77,575	80,075	92,853	129,036
耕地1ha当たり農道延長(m)		26.8	40.6	34.5	54.3	99.7
林 道	延長(m)	171,798	274,876	209,281	243,997	166,148
林野1ha当たり林道延長(m)		5.5	8.8	6.7	7.9	5.2
水道普及率(%)		22.6	17.3	25.0	31.9	43.8
水洗化率(%)		0.0	0.0	0.0	39.8	66.6
人口千人当たり病院， 診療所の病床数		5.2	4.1	4.4	8.0	9.2
						9.3

(4) 地域の自立促進の基本方針

本町は、合併から10年を経過したことを契機として、これまでの過疎対策を踏まえ、地域の自立に向けて新たなまちづくりを展開する。

新たなまちづくりにあたっては、住民と行政との協働により、地域の多様な資源を継承した個性的で活力あるまちづくりを推進し、誰もが快適な環境の中で、健康で生きがいのある豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現を目指す。

ア 将来像

本町は、緑豊かな自然環境、清涼な気候、豊富な歴史的・文化的資源、穏やかな田園環境等、優れた環境と豊富な資源を有しており、これらが心豊かな地域社会を育むとともに、リゾート・レクリエーション地として活用され、地域活性化の一翼を担ってきている。

これらの「高原のまち」としての環境、資源を継承、活用しながら、個性的で魅力のあるまちづくりを進める必要がある。

また、今後、過疎化、少子・高齢化の進む中で、新たなまちづくりを進めていく上では、住民と行政との協働による取り組みの基盤となるふれ合い豊かな活力ある地域コミュニティを醸成していく必要がある。

さらに、本町の長期総合計画においては、「自助」「共助」「公助」を基本に町民と行政を協働（パートナーシップ）の意識で結び、みんなが「夢と責任」を持って魅力ある町を築く指針としている。

こうした考え方にに基づき、本町のまちづくりにおいては、住民の主体的な参加を通じて、地域に暮らす人が輝き、それを包む自然が輝く高原のまちを目指すこととし、次のような将来像を掲げるとともに、まちづくりの方針として次の5項目を掲げる。

<将来像>

『 人 と 自 然 が 輝 く 高 原 の ま ち 』

<まちづくりの方針>

- 高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまち
- 保健・医療・福祉が充実した安心して暮らせるまち
- 自然と歴史を生かした教育・文化のまち
- 地域資源を生かした活力ある産業と交流のまち
- 交通・情報通信基盤の整った一体感あふれるまち

イ まちづくりの基本方針

(7) 高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり

住民が快適で便利な生活を営むことができるよう、各地域に形成されている中心地の集積を生かして、利便性の高い生活拠点づくりを進める。

また、上下水道等の生活環境の整備、住まいづくりを進め、若者の定住を促進するとともに、環境保全対策、治山事業等の安全対策、ごみ対策等を通じて、環境と共生する安全で快適な地域づくりを進める。

さらに、地域資源の活用、住民の地域活動との連携等により、個性的なまちづくりを進めるとともに、森林の保護、育成、良好な田園景観の形成、統一感のある景観整備等により、神石高原にふさわしい景観づくりを進める。

一方、過疎化、高齢化、行政の広域化等が進む中で、地域のコミュニティ活動が維持されるよう、地域コミュニティの再編、強化に取り組むとともに、地域の自立・活性化に向けたコミュニティ活動を支援する等、住民と行政との協働により、活力ある地域づくりを進める。

(イ) 保健・医療・福祉が充実した安心して暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、すべての世代が快適な自然環境の中で、安心して、生き生きと暮らせるよう、『福祉のまち』を内外に宣言し、住民の健康づくりを推進する。

また、県立神石三和病院の移管後、町立病院として医療の充実を図るとともに、町内の福祉機関が連携して、高齢者・障害者福祉の充実を図る。

さらに、子育て支援施策を推進するとともに、地域の人材、組織等を活用して地域で高齢者・障害者等を支え合う地域福祉を推進し、誰もが本町に生まれ、住んで良かったと思えるまちづくりを進める。

(ウ) 自然と歴史を生かした教育・文化のまちづくり

恵まれた自然環境の中で、子ども達の個性と創造性を育み、心豊かに育成するとともに、住民の多様な学習ニーズに対応し、活力と郷土愛豊かな地域社会を形成するため、学校教育の推進、家庭の教育力の向上、社会教育・社会体育の推進等を図る。

また、町内に所在する帝釈峡遺跡群等の歴史的資源の保護に努めるとともに、地域の伝統芸能の継承、住民の文化活動の育成を図る等、自然と歴史を生かした教育・文化のまちづくりを推進する。

さらに、時代の変化に対応しつつ、誰もが安心して暮らせ、活力ある地域づくりを進めるため、男女が互いに人権を尊重しながら、社会のあらゆる分野に共に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを推進する。

(エ) 地域資源を生かした活力ある産業と交流のまちづくり

活力ある産業の振興を通じて豊かで定住性の高いまちを実現するため、和牛、トマト、ぶどうのブランド化をより一層進めるとともに、農産物の生産、加工、流通、販売の一貫した体制づくり、新規就農者の支援、森林の活用等により、農林業の振興を図る。

また、商工会と連携して商工業の振興を図るとともに、起業家の育成、支援等により、雇用の創出と地域経済の活性化を図る。

さらに、既存のリゾート・レクリエーション地の拡充、活用により交流人口の拡大を図るとともに、地域づくり団体等と連携した都市との交流等を促進し、産業とリゾート・レクリエーションが結びついた活力ある産業の育成・振興を図る。

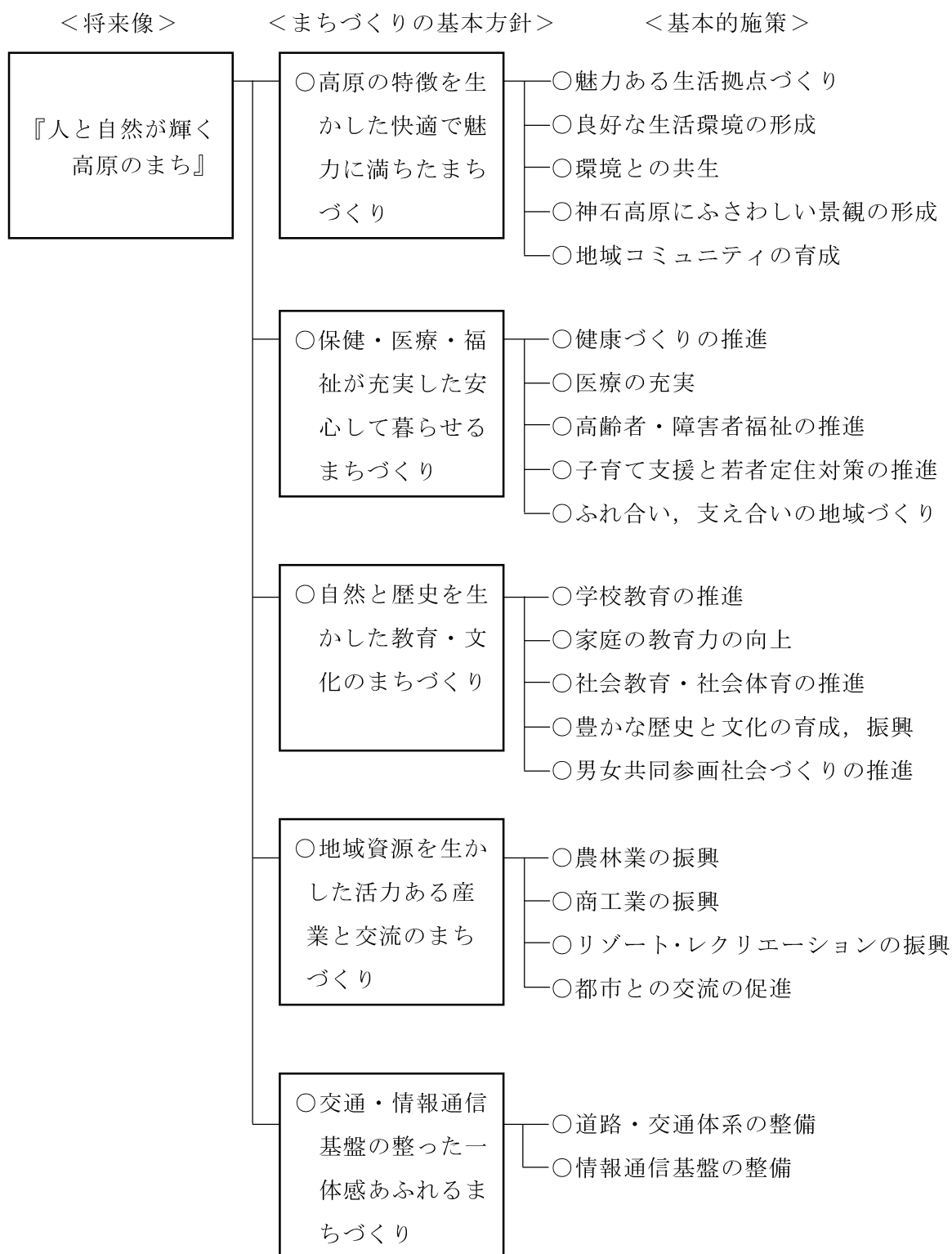
(オ) 交通・情報通信基盤の整った一体感あふれるまちづくり

合併に伴い住民の交流が促進される中で、住民の交通の利便性が確保され、また、様々な情報が容易に受発信できる等、町内の一体性が確保され、域内交流が盛んに行われる便利で活気のあるまちづくりを進める。

このため、町内の生活拠点、主要な公共公益施設等を結ぶ周回道路の整備、町営バス運行等の生活交通対策の推進、ケーブルテレビの利活用等により、交通・情報通信基盤の整ったまちづくりを進める。

ウ 基本的施策

まちづくりの基本方針に基づく基本的施策は次のとおりである。



(5) 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町における平成22年の農家数は1,963戸、農家率は52.5%で、農家数は過去20年間に15.0%減少している。

農家の内訳は、販売農家が65%を占めており、その専兼別割合は、専業農家36.4%、第1種兼業農家9.9%、第2種兼業農家53.7%で、安定兼業農家が大部分を占めている。その推移をみると、専業農家は横ばい傾向にあるが、第1種及び第2種兼業農家は減少傾向にある。

販売農家の平成22年における農業就業人口は1,958人で、その内訳は女性が50.7%、65歳以上が78.0%を占め、就業者の高齢化が進行しており、担い手の確保、労働条件の改善等への対応が課題となっている。

経営耕地面積は、平成22年で129,400 a、平成2年に比べると44.2%減少しており、集落によっては、耕作放棄地も目立っている。また、平成22年の1戸当たり経営耕地面積は100 aとなっている。

農業生産基盤の整備状況をみると、平成26年度末におけるほ場整備率は61.8%で、広島県平均の64.9%を下回っている。また、耕地1ha当たり農道延長は106.2mで、広島県平均の57.4mを上回っているが、農業機械の大型化により、搬入搬出時において通行に支障をきたしている地域もある。こうしたことから、今後もほ場整備を始めとする農業生産基盤整備に取り組む必要がある。

主要農産物としては、米、鶏卵、肉用牛、トマト、ぶどう、生乳、こんにゃく、しいたけ等がある。その中で、肉用牛、トマト、こんにゃく、しいたけは産地として一定の評価を得ているが、トマトを除く農産物の農業産出額は、減少傾向が継続している。現在、県とともに「赤と黒のプロジェクト」として、トマト・和牛・ぶどうの振興を行っている。

特に、就業者の高齢化、担い手の減少等に伴い、農産物価格の低迷等本町の農業を取り巻く環境は厳しいが、一方で、農業生産法人の設立による農地の保全や、新たな振興作物の導入等の取り組みも進んできている。

また、農産物を直売している油木百彩館、さんわ182ステーション、神石高原まると市場を合わせた売上額は、平成26年度で約6億円と非常に大きくなっている。

農業は本町の基幹産業であり、新規就農者を募集・研修し、農による経済力のある定住者を育成し、農業生産法人の支援等を通じての基幹的な担い手の育成を図るとともに、近郊都市部に向けて広島県東部の地産地消を働きかけながら、既存農産物のブランド性の強化、新規振興作物の産地化、農業生産基盤の整備、農産物の高付加価値化、加工の推進、多様な販路の開拓、地産地消の推進、安全で高質な農産物づくり等を多面的に推進し、農業の6次産業化を進める必要がある。

表 2-1 専兼別農家数の推移

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
販 売 農 家 (戸)	専業	436	496	503	472	464
	第1種兼業	454	253	184	191	126
	第2種兼業	1,582	1,416	1,175	824	685
	小 計	2,472	2,165	1,862	1,487	1,275
自給的農家(戸)		435	487	530	678	688
合 計(戸)		2,907	2,652	2,392	2,165	1,963
農家率(%)		67.5	62.8	57.3	53.5	52.5

注-1：農家率は、農家数を総世帯数（国勢調査）で除した割合。

-2：資料は、農林業センサス。

表 2-2 農業就業人口の推移（販売農家）（単位：人）

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総 数		3,715	3,107	2,934	2,400	1,958
	うち男性	1,560	1,324	1,313	1,121	965
	うち女性	2,155	1,783	1,621	1,279	993
	うち65歳以上	1,793	1,859	2,044	1,776	1,526

注：資料は、農林業センサス。

表 2-3 経営耕地面積の推移（総農家）（単位：a）

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
経営耕地 面積	田	154,509	131,372	125,401	91,479	94,500
	畑	72,379	57,514	43,143	30,894	31,100
	樹園地	5,191	4,918	2,410	2,607	3,800
	合 計	232,079	193,804	170,954	124,980	129,400
1戸当たり経営耕地面積		80	73	71	58	100

注-1：1戸当たり経営耕地面積は、経営耕地面積を総農家数で除した値。

-2：資料は、農林業センサス。

イ 林業

本町の林野面積は平成23年で31,129haとなっており，所有形態別では国有林11.5%，緑資源公団等0.6%，公有林3.4%，私有林84.5%で，私有林が大部分を占めている。

林種別では，人工林率が32.4%で，広島県平均の30.8%をやや上回っている。

林家数は，平成23年で2,115戸となっており，過去20年間に23.2%減少している。

林道等の生産基盤の整備，施業の集団化等林業の振興を推進しているが，長期にわたる木材価格の低迷による採算性の悪化，林業従事者の高齢化等により，林家の生産意欲が減退し，山林の放置化が進んでいる。

しかし，森林は国土保全等多様な公益的機能を有しており，森林の造成，保育等集団的・効率的な森林づくりを推進し，豊かな森林資源の保全・造成に取り組んでいく必要がある。

また，地形条件や立地条件の適した山林については，地域住民の憩いの場，レクリエーションの場として有効に活用していくことも必要である。

表 3－1 林業等の推移

区 分		平成2年	平成12年	平成17年	平成23年
林野面積 (ha)	合 計	31,236	31,070	31,688	31,129
	国有林	3,670	3,582	3,581	3,579
	緑資源公団等	8	130	213	193
	公有林	971	1,109	1,095	1,065
	私有林	26,587	26,249	26,799	26,292
人工林率(%)		33.1	34.3	35.5	32.4
林家数(戸)		2,754	2,453	2,164	2,115

注-1：林家数は，保有山林面積が1ha以上の林家。

-2：資料は，農林業センサス，広島農林水産統計年報。

ウ 商工業

本町の卸売業と小売業を合わせた商業は、平成26年で商店数127店、従業者数393人、年間商品販売額約57億円で、その推移をみると、平成9年以降は商店数、従業者数、年間商品販売額とも減少が継続している。

町内には、旧4町村の中心地に小規模な商店街が形成されている程度で、売場面積1,000㎡以上の大型小売店舗もないため、福山市への購買力の流出が著しい。このため、既存商店街の再整備、住民のニーズに対応した商店の育成、共同事業への取り組みの強化等を通じて地元購買力を高めていくことが必要である。

工業は、平成24年で事業所数31か所、従業者数556人、製造品出荷額等約80億円となっており、事業所数が減少しているものの、従業者数は横ばい、製造品出荷額は微増の傾向にある。今後も引き続き経営の高度化、技術革新、人材育成支援等中小企業対策の強化を図り、地場企業の活性化を促進していくことが必要である。

一方、厳しい経済環境の中で、新規企業立地が進みにくい状況にあるが、整備した情報通信基盤（光ケーブル網）を有効活用し、企業誘致に向けた取り組みを強化していく必要がある。

表 4－1 商業の推移

区 分	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成19年	平成26年
商店数(店)	263	255	236	219	174	127
従業者数(人)	704	751	675	655	472	393
年間商品販売額(百万円)	10,030	10,782	9,226	7,846	6,213	5,686

注：資料は、商業統計。

表 4－2 工業の推移（従業者数4人以上の事業所）

区 分	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
事業所数(店)	85	66	48	31	31
従業者数(人)	1,043	764	545	607	556
製造品出荷額等(千万円)	758	734	517	741	797

注：資料は、工業統計。

エ 観光

本町の入込観光客は、平成26年で約39万人となっているが、これは道の駅さんわ182ステーションの利用客数20万5千人を加えたためであり、この数値を除くと、平成4年以降減少傾向が継続している。

また、観光消費額は、平成26年で約6億8千万円となっており、景気低迷の影響で、大幅に減少していたが、若干持ち直している。

平成26年の1人当たり観光消費額は1,406円と、日帰り客主体のため単価が低く、平成4年以降増減を繰り返している。

本町には、良好な自然環境を生かした多様なリゾート・レクリエーション地が豊富にあり、油木地区仙養・豊松地区上豊松（仙養ヶ原）、神石地区永野・相渡（帝釈峡、スコラ高原）、三和地区来見（サンワの森、きのこの森周辺）、三和地区阿下（星居山森林公園）等において重点的な整備が進められているが、これらが相互に連携して、効果的な集客力を発揮しているとはいえない状況にある。

今後は、既存資源の魅力アップ、観光資源相互のネットワークの強化や自然や農業等地域資源を活かした新たな観光資源の整備を推進するとともに、観光大使を任命し「神石高原町」の宣伝誘致活動を展開しながら、イベントの開催等受け入れ体制を整備する。

表 5－1 入込観光客の動向

区 分	平成4年	平成9年	平成14年	平成21年	平成26年
入込観光客数 (千人)	488 (488)	496 (428)	861 (388)	602 (253)	385 (180)
総観光客数 (千人)	519	549	912	669	485
観光消費額 (百万円)	833	853	1,465	441	682
1人当たり観光消費額(円)	1,605	1,554	1,606	659	1,406

注-1：総観光客数は、入込観光客数と地元客の合計。（ ）内はさんわ182ステーションの入込観光客数を除く値。

-2：1人当たり観光消費額は、観光消費額を総観光客数で除した値。

-3：資料は、広島県入込観光客の動向。

(2) その対策

ア 農業

(7) 農産物のブランド化の推進

本地域の基幹産業である農業について、産業としての自立性を高めるため、農産物のブランド化を進める。すでに、ブランドとして確立しているトマトを核に、飼育頭数・栽培面積が増加している和牛・ぶどうの産地として取り組みを進める。農家の営農技術の向上と有機農業の技術、減農薬による安心、安全な農産物の栽培に取り組み、「神石高原の農産物」を確立していく。

(イ) 営農体制の確立

本町の農業を支えるため、認定農業者・個別経営体の育成、集落における農業生産法人の設立の促進等を図るとともに、研修圃場（ハウス）を整備する等、新規就農者の受け入れを積極的に進める。

また、農用地について、土地条件、営農意向等を踏まえた土地利用計画を策定し、それに基づいて効果的、効率的な施策を講じる。

さらに、高齢化等により営農が困難化している農家、集落の支援等を通じて、地域農業の振興を図る。

農業公社では、農地の保全と維持のため小規模農家の支援を行うとともに、トマトの栽培技術の研究立証等に取り組み、新規就農者の研修ができる体制を確立する。

(ウ) 農産物加工・流通体制の強化

農産物加工の推進や多様な流通・販売ルートの開拓等による農産物の高付加価値化を図るため、農産物生産・選果場の機能強化・加工施設等の整備や利用の促進を進める。

また、農業団体、商工会等と連携して、農産物の効率的な流通を促進するとともに、産直市場（神石高原まるごと市場、さんわ182ステーション、油木百彩館）を核として、生産、加工、流通・販売体制の一元化を推進し、新鮮で安全な農産物や加工品を町内外に供給する。

(エ) 農業基盤の整備

効率的かつ高能率な農業生産を推進するため、農用地の土地利用計画に基づいて、農地造成、ほ場整備、農道整備等農業生産基盤の整備を推進する。特に、トマト産地の発展、ぶどうの産地化を目指すため、新規就農者の設備投資負担が少ない小規模な農地造成や資金造成に取り組む。

(オ) 畜産の振興

広島県から譲渡された旧県立畜産技術センター広島牛改良センターを和牛の里として、繁殖基地の機能を拡充するとともに、全農広島神石肥育実験牧場等の関係機関と連携して神石高原の和牛のブランド化をより一層進めるとともに、生産性の高い企業的経営体の育成、規模拡大等による生産効率の向上、生産者の生産管理技術の向上、環境保全対

策の強化による競争力の向上・企業誘致等により、畜産の振興を図る。

また、地域環境と調和した安定的な生産を確立するため、家畜排泄物の適正処理とリサイクルによる有機質資源の活用等耕畜連携の取り組みを進める。

(カ) 県立油木高等学校との連携

トマトや畜産をはじめとする農業技術の向上を図るとともに、新規就農者の確保、人材の育成等の観点から、県立油木高等学校との連携を強化し、未来に向けて持続可能な農業の確立を目指す。

イ 林業の振興

(7) 森林の保全と活用

森林については、経済林と水源かん養林、国土保全林、保健休養機能等を有する共生林等の機能に応じた森林整備や林道・作業道整備を推進する。

また、森林を活用して都市との交流を促進する等、森林の再活用を図る。

(イ) 林業の振興

林業の振興に向けて、林道の整備等による作業の効率化や森林施業計画等の数値情報化による経営の効率化を図るとともに、優良材の生産の促進、国産材の利用の促進、しいたけ等特用林産物の生産の促進を図る。

ウ 商工業

(7) 商業の振興

既存商店街については、住民生活に利便性と魅力を提供する場、出会いと交流の場として、商店街の環境整備による魅力的な街並み形成や日常生活サービス機能の維持、強化に努める。

また、商店経営の近代化や高度化を図るために、商店街の共同事業への取り組みの推進、個別商店に対する経営指導の強化、融資制度の充実に努める。

(イ) 工業の振興

工業については、既存事業所の活性化を図るため、技術の高度化、高付加価値化、経営体質の強化を支援するほか、工業適地の確保に努めるとともに、福祉、環境等多様な分野の企業誘致を推進する。

エ 観光

(7) 豊富な地域資源の活用

多様なリゾート・レクリエーション資源を活用して、高原型リゾート地としてのイメージを強化し、来訪客の増大を図るため、既存レクリエーション資源の魅力化と新たな資源の発掘、創出に努める。

また、これらの資源を有機的に結ぶレクリエーションネットワークの形成、来訪客の

受け入れ体制の強化，特徴のあるイベントの開催，情報の受発信体制の強化等を推進する。

平成26年9月，仙養ヶ原の再整備をPFI事業により着手し，「神石高原ティアガルテン」として新たな観光資源として整備を進めているが，さらに，スコラ高原・サンワの森・町保有地の利活用についてその方向性を検討する。

(イ) 住民との連携

住民と連携して，リゾート・レクリエーションの振興を効果的に進めるため，本町のリゾート・レクリエーション地に対する住民の理解を深めるとともに，来訪者に地元の食材，みやげ物を提供する等，住民が参加できる仕組みづくりを行う。

(ウ) 都市との交流の促進

都市をはじめとする多様な交流の促進を通じて本町の活性化を図るため，歴史・文化・伝統行事，イベント等の情報提供を推進するとともに，交流団体の育成，支援やネットワークづくり等を推進する。また，農業や里山を活用した農業体験，ふる里体験等を通じて，都市との交流を促進する。

さらに，姉妹都市縁組み，流域交流等他地域との行政，住民レベルの交流を推進し，本町の個性や魅力の再発見を通じて新たなまちづくりを推進する。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	○園芸施設整備事業(団地整備) ぶどう圃場	神石高原町	
		○農業生産基盤整備事業 (土地改良事業補助)	〃	
		○小規模農業基盤整備事業 (農業用排水路・暗渠排水)	〃	
		○農業基盤整備促進事業(牧地区)	〃	
		○農業基盤整備促進事業(神石高原地区) 農道舗装・農業用排水路・暗渠排水・ため池改修	〃	
		○老朽ため池整備事業 瑞穂池 他	〃	
		○県営ため池整備事業 切畑池 ため池改修一式	広島県	
		○家畜排泄物処理施設整備事業 (ストックヤード)	神石高原町	
		○トマト研修指導者確保事業	〃	
		○農産物残渣処理施設整備事業	〃	
	林業	○森林環境保全直接支援事業	神石高原町	
		○林業専用道整備事業	〃	
	(2) 漁港施設			
(3) 経営近代化施設 農業	○豊松ライスセンター施設整備	神石高原町		
(4) 地場産業の振興 技能修得施設 加工施設 流通販売施設	○豊松トマト研修施設整備事業(豊松地区)	神石高原町		
	○新規就農者研修環境整備事業	〃		
	○木質バイオマス推進事業	〃		
	○豊松トマト選果場選果機整備事業 (豊松地区)	〃		
	○産地直売施設整備事業(施設・集荷)	〃		
(5) 企業誘致				
(6) 起業の促進				
(7) 商業 その他	○商工会活動支援事業	神石高原町		

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	○観光施設整備 仙養ヶ原森林公園等 ○観光施設改修 帝釈峡スコラ高原等 ○観光施設改修 ビレッジハウス仁吾川 ○観光協会支援事業 ○比婆道後帝釈国定公園 集団施設地区・歩道等整備	神石高原町 〃 〃 〃 広島県	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	○有害鳥獣対策事業 ○新規就農者支援事業	神石高原町 〃	
	(10) その他	○地域営農体制支援事業 ○畜産クラスター事業 ○仙養地区畑かん施設整備事業 ○ナマズ・ハチミツ支援事業	神石高原町 〃 〃 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 交通

本町の道路網は、国道182号が神石郡の中央部からやや東側を縦断し、福山市と東城町を結ぶ主要幹線道路となっている。また、国道182号は山陽自動車道と中国自動車道に連絡している。

このほか、主要地方道芳井油木線、同三原東城線、同新市七曲西城線、同吉舎油木線、一般県道布賀油木線、同牧油木線、広域農道等の幹線道路で構成されている。

道路の整備状況は、平成26年4月1日現在で国道は全線改良済みであるが、主要地方道の改良率は、油木地区及び豊松地区で低くなっているほか、一般県道の改良率も低くなっている。さらに、町道の改良率も43.5%と低くなっている。

このため、道路の整備を計画的に進める必要があり、特に本町の一体性を確保するための道路、災害等の緊急時に必要な道路等の整備を促進する必要がある。

農林道は、林野1ha当たり林道延長は県内の町村平均の整備水準をやや下回っているが、耕地1ha当たり農道延長は大きく上回っている。地区の実情に応じて計画的な整備を進めていく必要がある。

公共交通機関はバスが主となっており、本町を運行するバスは(株)中国バスと神石郡タクシー組合が運行している。その内訳は、民間乗合バスが8路線、町委託または町営バスが8路線で、主に各支所と隣接市を結んでおり、通勤・通学・通院等地域の重要な交通手段となっている。

町全体の面積381.98km²に集落が点在する地理的な条件から、全体的に利用者が少ないことと系統が長いことが町の財政負担を大きくしている。

こうしたことから、平成19年度から「神石高原町地域公共交通協議会」を設置し、バス路線の見直しと地域の実情に応じた生活交通の確保を目指してきた。持続可能な地域公共交通体系の構築が望まれる。

イ 情報通信

本町では、旧市町村単位で防災無線、有線放送、オフトーク等地区の実情に応じた通信施設により防災情報、営農情報、行政情報の伝達を行っていたが、老朽化が進み通信手段の一元化が求められていた。

また、テレビ受信において、狭隘な谷間に住居が点在していることから、アナログ難視聴地域、およびデジタル難視聴地域が存在した。アナログ放送は放送中止となり視聴できなくなったことから、平成23年4月に町全域を対象としたケーブルテレビ施設の整備を完成させ、地上デジタル放送、BS、CSデジタル放送サービス、インターネットサービス及びI P告知放送サービスを実施することにより、地域住民の生活利便性の向上および地域経済の活性化を図っている。その他、教育、産業、暮らし等のさまざまな分野で活用を促進を図る。

また、活性化情報センターでは、町内の公共施設とネットワーク化し、町内外に多様な情報の受発信を行っており、快適で魅力的な生活環境の確保、都市住民との交流の推進、定住の促進、産業の振興の観点から情報の受発信体制及び情報の質、量の充実を図

る必要がある。

さらに、本庁と支所のネットワークの連携強化やケーブルテレビの計画整備等、行政サービスの向上を図る上で、行政の情報化への取り組みが更に必要である。

ウ 地域間交流

地域間交流については、旧油木町や旧神石町における沿岸部の町との交流、旧豊松村における県内の村相互の交流、旧三和町における全国の「三和」町村との交流等が行われてきており、こうした交流活動の実績を、新町においても再活用する必要がある。

また、近年においては「中国山地やまなみ大学」等広域連携型の学習・交流ネットワークの形成等、中山間地区の交流資源を一体的に活用し、都市との交流を活性化する取り組みが行われている。

過疎化が進行する中で、地域の活性化を図るためには、都市との人、物、情報の活発な交流を進めていくことが重要であり、ホームページの活用等により、本町の特性を生かした交流活動の推進に向けた取り組みを強化していくことが必要である。

(2) その対策

ア 交通

(7) 広域連絡道路の整備

高速交通体系への連絡機能を強化するとともに、福山市等近隣都市とのつながりを強化するため、本町の南北軸となる国道182号の整備を働きかける。

また、広島空港へのアクセスの向上を図るため、関係市町と連携して関連道路の整備を働きかける。

(4) 周回道路の整備

本町の各生活拠点、産業拠点等を効率的に結び、本町の一体性の確保を通じて、豊かな住民生活と活力ある産業活動、効率的な行政サービス等の基盤を確保するため、国道182号、主要地方道芳井油木線、同三原東城線、同新市七曲西城線、同吉舎油木線、一般県道布賀油木線、同草木高光線、同三和油木線、町道油木豊松線、広域農道、一般農道等で構成される周回道路の整備を促進する。

(5) リゾート・レクリエーション振興に配慮した道路の整備

帝釈峡、スコラ高原、仙養ヶ原（神石高原ティアガルテン）、サンワの森、星居山森林公園、権現山、米見山等の主要なリゾート・レクリエーション地を結び、都市との交流の促進と地区の振興を図るため、国道182号、周回道路と一体的に、一般県道帝釈峡井関線等の整備を促進する。

(1) 主要な道路の整備

周回道路等と一体的に、各生活拠点と集落、集落相互を結び、住民の日常生活の利便性の向上と地区産業の振興を図るため、その他の県道、主要な町道等の整備を進め、体

系的な道路網の形成を図る。

また、小中学校再配置に連動した通学路の安全整備を促進する。

(オ) 農林道の整備

農林道については、ほ場整備や森林整備とリンクさせながら、計画的かつ効率的な整備を推進する。

(カ) 生活交通対策の推進

平成27年3月「神石高原町地域公共交通網形成計画」を策定し、乗合バス路線の廃止に伴う町営バス路線の導入、地域と旧町村の中心部を結ぶ「ふれあい号」の週2日運行、バス運賃の定額化、福祉タクシー運行等について、住民ニーズを追求し連携強化を図っている。

「ふれあい号」運行について、一部利用が低調な系統もあるが広域路線への乗り継ぎ利用者には評判もよく、広域路線の維持に役立っている。

住民ニーズに対応した、持続可能な地域公共交通体系の構築に向け「交通網形成計画」を基本に取り組みの推進を図る必要がある。

イ 情報通信

(7) 情報通信基盤の強化・活用

情報通信の活用により、地域内外の情報を受発信し、地域の活性化に資するとともに、便利で豊かな住民生活を実現するため、情報通信基盤整備事業や活性化情報センター及び地域イントラネット基盤の活用を推進する。具体的には、平成23年4月に供用開始した町全域を対象としたケーブルテレビ施設を利用し、地上デジタル放送、BS、CSデジタル放送サービス、インターネットサービス及びI P告知放送サービスを実施することにより、地域住民の生活利便性の向上および地域経済の活性化を図る。

また、住民のニーズに即したコミュニティ情報や行政情報を提供することにより、当該地域の一体化を促進する。

あわせて、町内住民が格差のない一律的かつ安定的なサービス提供のため、ケーブルテレビ施設等の整備運営に必要な経費の財源に充てるよう、基金を設立している。

(イ) 行政における情報化の推進

行政における情報化については、電算システムの統合、電子自治体等、セキュリティ対策に配慮しながら、幅広い分野におけるサービスの情報化を推進する。

ウ 地域間交流

豊かな自然や農林水産資源、特色ある歴史や文化、伝統芸能等を有効に活用し、地域内外との活発な交流を推進することにより、地域の活性化を図る。

また、中国山地やまなみ大学等を通じて、参加・体験・学習・保養等多彩で特色ある都市との交流メニューを開発・提供し、都市との活発な交流を推進する。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	○町道宇賀線(神石地区) L=2,100m W=7.0m	神石高原町	
		○町道後口畑犬瀬線(神石地区) L=117m W=5.0m	〃	
		○町道青滝村入線(油木地区) L=2,000m W=5.0m	〃	
		○町道桜尾線(油木地区) L=300m W=5.0m	〃	
		○町道市場野田丸線(油木地区) L=200m W=5.0m	〃	
		○町道広瀬吉永とちぎ橋矢名瀬線 (油木地区) L=620m W=5.0m	〃	
		○町道油木豊松線(油木地区) L=2,000m W=5.0m	〃	
		○町道日ノ郷線(豊松地区) L=740m W=5.0m	〃	
		○町道時安線・第二工区(三和地区) L=1,940m W=7.0m	〃	
		○町道大矢支5号線(三和地区) L=680m W=4.0m	〃	
		○町道高蓋上下線(三和地区) L=1,400m W=7.0m	〃	
		○町道上組城江線(三和地区) L=1,063m, W=5.0m	〃	
	(2) 農道	○農道矢の谷線(三和地区) L=990m W=4.0m	神石高原町	
		○農道日南線(三和地区) L=1,200m W=4.0m	〃	
		○農道牧線(神石地区) L=1,050m W=4.0m	〃	
		○農道神石広域農道線 橋梁等点検診断 1式	広島県	
	(3) 林道	○林道下阿下線(三和地区) L=2,500m W=4.0m	神石高原町	
		○林道五反畑線(三和地区) L=1,200m W=4.0m	〃	
		○林道三白線(三和地区) L=600m W=4.0m	〃	

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(4) 漁港関連道			
	(5) 鉄道施設等			
	(6) 電気通信施設等 情報化のための施設 その他の情報化のための施設	○情報通信基盤整備事業	神石高原町	
	(7) 自動車等			
	(8) 渡船施設			
	(9) 道路整備機械等			
	(10) 地域間交流			
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	○神石高原かがやきネット運営 ○農林道施設耐震化 補強・修繕 ○農林道施設長寿命化 点検・修繕	神石高原町 〃 〃	
	(12) その他	○公共事業事務移譲業務 県道三和油木線 ○橋梁・トンネル定期点検業務 ○国県道改良事業負担金 国道1路線・主要地方道5路線 ・一般県道12路線 ○県道芳井油木線 L=1,200m, W=5.5m ○県道吉舎油木線 L=1,800m, W=6.0m ○県道木割谷小吹線 L=1,400m, W=4.0m ○県道三和油木線 L=1,100m, W=4.0m ○県道吉舎油木線 L=780m, W=5.5m ○県道草木高光線 L=2,000m, W=6.0m ○生活道等整備事業 ・共同墓地参道整備事業 ○認定路線草刈等補助事業 ○財政会計システム・地域イントラ 維持管理経費	神石高原町 〃 広島県 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 神石高原町 〃 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

本町の上水道は、簡易水道、飲料水供給施設の2つの事業によって構成され、平成26年3月31日現在の水道普及率は44.5%で広島県町村平均の83.9%に比べると、整備水準が著しく低いほか、地域によって格差がある。このため、地域の実情を踏まえた給水施設の整備を検討する必要がある。

下水道は、農業集落排水事業の整備を進めているほか、合併浄化槽の設置助成により整備を推進している。

平成26年3月末日現在の下水道等の普及率は68.8%で広島県平均の70.5%に比べると整備水準が低くなっており、今後も地域の実情に応じた計画的な整備を推進し、整備水準の向上に努める必要がある。

イ 廃棄物処理施設

本町のごみ処理や斎場の運営については、業務委託により、また、し尿の処理については、直営で事業を実施している。

しかし、ごみについては収集体制を整備しているが収集率が低く、いまだ自家処理によるものがあり、適正な処理への理解を得る必要がある。

さらに、ごみの発生・排出の抑制、リサイクルの推進、再資源化等、循環型社会形成に向けた取り組みを強化していくとともに、ダイオキシン対策等ごみの適正処理に努めていく必要がある。また、道路沿いの空き缶等ごみの不法投棄も目立ってきており、啓発活動等の取り組みも必要である。

し尿処理については、処理施設が老朽化してきており、農業集落排水施設の整備の進捗に対応した汚泥の増大等を考慮し、計画的に施設の更新を進めている。

ウ 消防・防災

本町の消防体制は、常備消防として福山地区消防組合が設置されているとともに、非常備消防として消防団が組織されており、特に、消防団は火災、自然災害等において重要な役割を果たしている。

今後、常備消防については、消防力や救急体制の強化・充実に向けて、装備の計画的な整備や職員の資質の向上に取り組んでいくことが必要である。

また、消防団については、高齢化による団員の減少、新規団員確保の困難化、町外への就業者の増加に伴う昼間可動人員の減少等の問題点を抱えており、組織の再編・強化が求められている。

消防施設については、消火栓、防火水槽等の整備を進めているが、円滑な消防活動の確保を図るため、計画的な整備を今後も進めていくことが必要である。

防災体制については、地域防災計画に基づいて災害応急対策を確立するとともに、住民の自主防災体制の充実、自然災害対策の強化、防災連絡システムの強化等を進めていく必要がある。

エ 住宅

本町の住宅は、ほとんどが1戸建て持ち家であり、借家も町営住宅が大部分である。

本町の町営住宅は、平成27年4月1日現在で225戸であるが、この中には老朽化が進んでいる住宅もみられ、計画的に建替え整備を行うとともに、その他の住宅についても、設備改善・改修等によるバリアフリー対策を進めるとともに、防犯性の観点も取り入れて推進する必要がある。

また、本町においては、若者向け住宅の建設、分譲住宅地「星の里いせき」の開発や、空家バンクを利用する場合に様々な助成制度を設けて定住化を促進しているが、今後も、若者、ファミリー、高齢者向け住宅の建設や、住宅地供給等多様なニーズに対応した住宅・宅地の提供を図り、若者定住や人口流入の促進を図る必要がある。

オ その他

公園・広場は、子どもの遊び場、高齢者の健康維持等に重要な役割を果たしているが、配置に偏りがあること、管理が不十分なこと等の問題点を抱えており、施設整備に対する基準や管理体制の明確化を図る必要がある。

また、住民主体で、花いっぱい運動等の景観づくりや、河川、湖の水質浄化等の環境管理活動が行われており、これらの活動に対する支援を強化する必要がある。

一方、犯罪の多発、交通事故の増加等、高齢者を始めとする住民の日常生活に対する不安が高まっており、安全で安心できる生活の確保への取り組みを強化していくことが必要である。

(2) その対策

ア 上下水道

快適な生活環境を確保するため、簡易水道、営農飲雑用水施設等の整備、生活排水対策としての浄化槽の普及を図るとともに、し尿処理施設等廃棄物処理施設の計画的な整備を図る。

イ 廃棄物処理施設

環境にやさしい循環型地区社会の形成を図るために、環境への負荷の低減に向けた総合的な取り組みを行うこととし、住民、事業者、行政が一体となって、ごみ減量化・資源化を進めるとともに、廃棄物の不法投棄の防止に努める。

また、産業廃棄物については、関係機関との連携により適切な対応を図るとともに、地区住民との協働により水質浄化、緑化等の環境保全対策を推進する。

ウ 消防・防災

住民一人ひとりが安心して暮らせるよう、地域防災計画に基づいて、情報収集・連絡体制、生活支援対策等の強化に努めるとともに、自主防災組織の結成促進、育成・強化を行い、地域や関係機関と連携した災害応急体制の強化を図る。

また、火災の発生を未然に防止するため、住民の防火意識の高揚を図り、家庭や事業所における予防体制の強化を促進する。併せて効果的な消防活動の確保を図るため、常備消防及び消防団の消防装備の充実や地域の実情に応じた消防水利施設の整備を計画的に進める。

さらに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域の実情に応じた土砂災害防止施設や治山施設、河川、ため池の整備等自然災害対策を計画的に行う。

エ 住宅

定住性の高い住まいづくりを推進するため、民間住宅における良質な住宅の建設やバリアフリー化等住宅改造の促進、子育て世代、高齢者等のニーズに対応した町営住宅の整備、利便性の高い地域における田園環境と調和した住宅・宅地の供給等を推進する。

あわせて、「神石高原町に住んでよかった。住みたい。」と思えるまちづくりの実現のため、新規及び既存の定住者に対し、住宅購入や改築にかかわる経費負担の補助をする。

また、「星の里いせき」の分譲にあわせた定住対策として、住環境整備や後継者育成等への補助金制度を整備し定住の促進を図る。

オ その他

快適な生活環境を確保するため、住民の憩いの場、運動等多様な機能を有する公園・広場について、施設整備基準及び管理運営体制の明確化のもとに整備を推進する。

また、良好な景観を形成するため、多様な景観資源の維持、活用を図るとともに、生活拠点、幹線道路沿いなどの景観上重要な地域について、地域特性に配慮しつつ、高原のまちとしての統一感のある景観の整備を図るほか、住民、事業所等と連携して、身近な地域の景観づくりに取り組むこととし、地域住民による景観づくりを積極的に支援する。

一方、犯罪の起こらないまちづくりを推進するため、住民の防犯意識の高揚と地域における自主的な防犯活動を促進する。さらに、高齢者の交通事故防止対策を中心として交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、対象に応じた段階的な交通安全教育及び地域ぐるみの交通安全運動を推進するほか、自動車だけでなく歩行者、自転車利用者の安全を確保するために、歩道、交通安全施設の整備を進める。

その他、町独自の新エネルギー導入助成制度を創設する等、「神石高原町地域新エネルギービジョン」を基に、循環型社会の形成や新エネルギー導入に向け取り組む。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道 その他	○簡易水道再編推進事業 ○生活基盤近代化事業【簡易水道管路】 ○単独町費事業【水源調査】 ○飲料水確保対策事業 ○水道未普及地区解消事業 ○管路台帳作成事業	神石高原町 〃 〃 〃 〃 〃	
	(2) 下水処理施設 農業集落排水施設 その他	○単独町費事業 中央監視装置 ○小型浄化槽設置事業	神石高原町 〃	
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	○し尿処理場更新工事	神石高原町	
	(4) 火葬場			
	(5) 消防施設	○消防設備整備事業（消防車両購入事業） ○消防防災施設等整備費補助事業 （貯水槽）	神石高原町 〃	
	(6) 公営住宅	○公営住宅建設事業（小島住宅）	神石高原町	
	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	○簡易水道単独町費事業【修繕】 ○農業集落排水処理施設老朽化修繕等 （6施設の老朽化、機器の消耗等による修繕） ○R D F 施設修繕 ○グリーンセンター陽光修繕 ○公営住宅修繕	神石高原町 〃 〃 〃 〃	
	(8) その他	○ひろしまの森づくり事業 ○通常砂防事業 宮谷川 えん堤工、護岸工 L=1,200m	神石高原町 広島県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 健康づくり

住民の健康保持増進を図るため、健康相談、健康診査等の保健事業や介護予防事業等健康づくり事業を実施している。

今後さらに超高齢社会を迎える中、多様化する住民のニーズに対応した健康で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、住民の健康増進に関する計画「健康神石高原21計画」を策定し、保健・医療福祉が密接に連携を図りながら、健康づくり事業の充実に努めている。

イ 高齢者福祉

神石高原町の高齢化率は平成27年1月1日で44.6%と県下でも第3位となっている。超高齢社会を迎えている神石高原町において高齢者対策は重要課題である。

町では、平成27年3月第6期介護保険事業計画（高齢者プラン）を策定し、高齢者に対する福祉事業及び介護保険事業を総合的、一体的かつ適切に推進するための指針を定めている。

介護保険対象となるサービスとして、施設サービスは介護老人福祉施設が2か所、介護老人保健施設が1か所、介護療養型医療施設が1か所立地しており、在宅サービスは、居宅介護支援事業所4か所、訪問介護事業所4か所、訪問看護事業所2か所、通所介護事業所5か所、通所リハビリテーション事業所1か所立地している。さらに、認知症対応のサービスについては、認知症対応型通所介護事業所が1か所開設、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）が2か所の開設され、4か所の立地となっている。

また、高齢者の生活を住み慣れた地域でできる限り継続して支えるため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスをはじめ、医療サービスなど多様な支援を継続的かつ包括的に提供する「地域包括ケア」の中核機関として、地域包括支援センターを設置している。

現在、地域包括支援センターが中心となり、地域で生活している高齢者に必要な支援が早期に適切に行えるよう、関係機関のネットワークを構築し、毎月の定例の連絡会議の中で情報収集と支援の検討を行っている。また、一人暮らしの高齢者、虚弱な高齢者で定期訪問による見守りが必要な高齢者を対象に見守り訪問も実施している。

今後も「地域包括ケア」の推進のため、地域包括支援センターの機能強化を図り、相談支援体制の充実、高齢者の権利擁護事業の強化、地域住民を主体とした自主的取り組みへの支援と併せて、保健・医療・福祉の関係機関、団体等が連携し、地域包括支援センターを核としつつ地域全体で高齢者を支える体制の強化が必要である。

ウ 児童その他の保健福祉

平成27年3月に策定した「神石高原町子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、施策を推進している。過疎化や出生率の低下に伴う少子化、女性の社会参加等児童を取り巻く環境が変化している状況の中で、本町においては公立保育所を5か所設置しているほか、乳児保育を行っている託児所が1か所、私立幼稚園が1か所ある。

保育については、障害児保育，一時預かり等を行っている。多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る必要があるほか，老朽化等に対応して，保育施設の計画的な整備を図る必要がある。

また，本町では，乳幼児から高校生までの子どもや保護者，保育，教育に携わる保育士，教師などの多様な相談に応じるために，子育て支援センターを設置している。

障害者福祉については，平成27年3月に「神石高原町第4期障害福祉計画」を策定し，施策を推進してきている。本町には，身体・知的・精神障害者を対象とした就労継続支援事業所（作業所）があり，今後もこうした施設と連携して，障害者のグループホームの利用も含め，住み慣れた地域で安心して快適に暮らしていくことができるよう，在宅福祉の向上と生活の自立支援の充実を図っていくことが必要である。

また，町内には，保健活動を推進するために「神石保健福祉センター」を設置している。この施設を活用した保健福祉サービスの提供・拡充をすることが必要である。

さらに，住民を取り巻く社会状況が大きく変化し，住民の福祉ニーズが多様化，高度化する中で，住民の福祉に対する理解を深め，住民の相互扶助による地域福祉を進めていくことが必要である。

(2) その対策

ア 健康づくりの推進

住民一人ひとりが生涯にわたって健康な暮らしができるよう，ライフステージに対応した保健・医療の充実を図る。このため，健康管理意識の高揚と，乳児から高齢者に至るまでの疾病の予防から早期発見，治療，リハビリテーションに至る体系的な地域保健・医療体制の確立に努めるとともに，「健康神石高原21計画（第2次）」に沿って，生活習慣病対策に重点を置いた健康づくりを推進するとともに，住民一人ひとりの健康づくりの取り組みを社会全体で支援する環境づくりを，家庭，地域，学校，職場，診療所・病院等関係団体，行政機関等の協働のもとに推進する。

健康づくり基本方針

○ 一次予防に重点をおいた健康づくり

がん，心臓病及び脳卒中等の生活習慣病にならないために，健康を増進し，疾病を予防する一次予防に重点を置いた対策を行います。

また，生活習慣は子どもの頃に確立されることから，子どもの頃から生涯を通じた生活習慣病予防に取り組みます。

○ 健康づくりに取り組みやすい環境整備

町民一人ひとりが生活習慣を改善し，健康づくりに取り組むことが基本になりますが，家庭，地域，学校，町等が連携して，町民一人ひとりの健康づくりを社会全体として支援する環境づくりを進めます。

○ 町民一人ひとりが自ら取り組む健康づくり

生活習慣病予防対策を進めるためには，町民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むことが大事であり，その取り組みを支援するために広報及びホームページ，各種保健事業を通じてきめ細かな情報提供，活動の場の提供を行います。

イ 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう，保健・医療・福祉の連携，関係機関，団体等の連携体制を密にし，地域包括支援センターを核としつつ地域全体で高齢者を支える体制の強化に努める。

このため，地域包括支援センターの機能強化を図り，地域包括ケアの推進を図るとともに，地域住民を主体とした自主的取り組み，社会福祉協議会，民生委員児童委員，ボランティア等による取り組みへの支援体制の確立に努める。

また，介護保険サービスについては，サービス提供事業者と連携してサービス供給量を確保し，質が高く，適切な介護サービスを提供できるように，適正な介護認定の実施，介護及び介護予防ケアマネジメントの充実，包括的・継続的ケアマネジメントの推進を図る。

ウ 児童その他の保健福祉

若者，子育て世代が安心して子どもを生み，育てることに喜びが持てるよう，社会全体で子育てを支援する体制を確立する。

また、子育てと仕事が両立できるよう、保育サービスの充実、学童保育の実施、子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、児童が健やかに育つ環境づくりを推進する。

特に、保育ニーズの多様化に対応し、保育所における延長保育、0歳児保育、休日保育等への対応を検討する。また、子育て・不登校・児童虐待等多様な相談に適切に対応するため、子育て支援センター（家庭教育支援センター）の相談・支援体制の拡充を図るとともに、保護者相互の交流の場（つどいの広場）の確保に努める。

さらに、障害のある人については、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の種類・程度、年齢に応じた保健・医療・福祉・教育・就労等の支援に努める。

一方、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインにより、誰にもやさしい環境づくりを推進する。

エ 保健福祉推進体制の拡充

住民一人ひとりの保健・医療・福祉に関するニーズを的確に把握し、サービスを迅速かつ総合的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るために、保健福祉体制が連携し一体となるよう取り組みを進める。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設			
	(2) 介護老人保健施設			
	(3) 児童福祉施設 保育所	○保育所整備事業	神石高原町	
	(4) 認定こども園			
	(5) 障害者福祉施設			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健センター及び母子健康センター			
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	○高齢者等保健医療助成事業 ○食の自立支援事業 ○幼児・児童等インフルエンザ 予防接種費補助事業 ○定住促進対策事業（保育料実質無償化）	神石高原町 〃 〃 〃	
	(9) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療施設としては、平成27年3月31日現在で、病院1か所（病床数95床）、一般診療所3か所、歯科診療所5か所が立地している。また、無医地区については、通院手段の確保に努めている。

救急医療については、初期救急医療は福山医師会が実施する在宅当番医制度があり、第一次救急医療は神石高原町立病院が役割を担っている。

(2) その対策

住民が安心して医療サービスを受けられるよう、神石高原町立病院の診療機能の充実、行政、病院、診療所相互の連携の強化を図るとともに、町内への医療機関の誘致を推進する。さらに、在宅当番医制度及び第一次救急医療の充実や小児救急医療体制の整備に努める。

また、高齢者が医療サービスを受けやすいよう、ふれあい号の運行等により通院手段の確保に努めるほか、高齢者の在宅介護を支援するため、医療機関と連携して訪問診療、訪問看護等のサービス提供体制を強化する。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 病院	○町立病院事業	神石高原町	
	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	○町立病院政策医療交付金事業 ○医療従事者確保基金積立	神石高原町 〃	
	(4) その他	○町立病院職員確保対策事業 ○医療従事者奨学金貸付事業 ○看護師就職支度金貸与事業	神石高原町 〃 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の学校教育施設は、平成27年4月1日現在で小学校5校、児童数338人、中学校2校、生徒数213人である。児童・生徒数は、過疎化・少子化の影響によって年々減少しており、適正な規模を確保するため小学校は平成23年7校から5校に、中学校は平成26年4校から2校に統廃合を行った。

学習内容については、心の教育、基礎学力の向上を図ることや総合的な学習、郷土学習等特色ある教育の展開を進めていくことが重要となっており、ALTや学校指導主事の配置のほか、小・中・高校連携事業に取り組んでいる。

また、開かれた学校づくりに向けて、積極的に情報を公開するとともに、学校と家庭・地域との連携を強化していくことが必要である。

さらに、教育委員会の指導力の強化を図るとともに、教職員の資質の向上や多様な人材の活用により学校教育体制の充実に取り組んでいく必要があるほか、教育環境の整備に努める必要がある。

就学前教育については、私立幼稚園が1園設置されているのみで、保育所がその機能を代替している地域が大部分である。

幼保連携等新しい教育・保育ニーズへの関心が高まっていることから、地域の実情に応じた就学前教育の充実に図っていくとともに、幼稚園、保育所、小学校、中学校が相互に連携した教育活動を展開していく必要がある。

高等学校は公立1校のみで本町の重要な財産であり、放課後、土曜日、長期休業時における衛星放送通信授業やクラブ活動等、町を挙げて教育活動に対する支援を行っている。今後も、学校の存続や中高連携の推進等に向けた取り組みを強化する必要がある。

イ 生涯学習等

町内には、平成27年4月1日現在で、公民館、図書館、民俗資料館などの生涯学習施設が10館設置されている。これら施設を活用して多様な学習講座の開催やサークル活動が行われているが、その多くは各種教室及び体験学習であり、今後は住民ニーズに応じた学習プログラムの開発や地域の資源や学校施設等と連携した生涯学習推進体制を確立することが必要である。

また、体育・スポーツ施設としては、シルトピアセンター、仙養ヶ原グラウンド（油木地区）、トレーニングセンター及びスコラ高原（神石地区）、陽光の里健康広場（豊松地区）、町営グラウンド及びサンワの森（三和地区）等多様なスポーツ・レクリエーションに親しむ場が整備されている。これら施設を活用して、スポーツ少年団等のスポーツサークルが組織されており、今後は、こうした良好なスポーツ環境を活かした住民のスポーツ活動の日常的な拡がりを推進していくことが必要である。

ウ その他

全ての人の基本的人権が尊重される社会の実現を目指すためには、あらゆる差別の解

消に取り組むとともに、人権尊重・男女平等意識の啓発や人権教育・人権啓発に取り組むことが必要である。

(2) その対策

ア 学校教育

(7) 「生きる力」の育成

学校教育においては、創造力と郷土愛を育むとともに、変化する社会環境に柔軟に対応できる児童・生徒を育成するため、学力の定着・向上を図り、郷土の自然や歴史等の教育を推進する。

また、他人を思いやる心を育み、健やかな体を育成するとともに、情報、福祉、環境等の特色ある教育を推進するほか、小・中・高校連携教育を積極的に推進し、学校教育の一層の充実を図る。

(4) 教育の環境整備

教職員の資質の向上に努めるとともに、国際化、情報化に対応した施設、設備の充実、児童・生徒の推移を踏まえた学校統合を推進する。県立油木高等学校に在学する生徒に対する教育支援も一層充実させ、教育環境づくりを進める。

併せて、小中、中高一貫（連携）校を設置し、魅力ある学校づくりや開かれた学校づくりを通じ、保護者や地域の人々の理解と協力を得て、信頼される学校教育を進める。

また、小中連携教育、中高連携教育に係る施策に必要な経費の財源に充てるため、既存の基金へ追加積み立てを行う。

さらに、老朽化した学校施設の計画的な改修を進めるとともに、耐震診断を行っていない施設については速やかに診断を実施し、各施設に最適な耐震化対策を行うこととしている。安全で快適な学習環境の確保に向けた学校教育施設の計画的な整備を図るほか、小中学校統合に伴い遠距離通学となった児童・生徒の通学手段を確保するため、スクールバスを運行する。

イ 生涯学習等

住民一人ひとりが生涯にわたって、自発的に学習活動に参加し、人権をはじめ様々な課題を解決できるよう、社会教育団体の指導者の育成を図り、公民館を拠点とした社会教育施設の充実、多様な学習機会の提供、活性化情報センターによる情報提供等を総合的に進める。

また、生涯スポーツに対する関心に応えるため、施設の改修・整備を図り、子どもから高齢者まですべての人が日常的に学習及びスポーツができる環境づくりに努める。

ウ その他

男女が互いに人権を尊重しながら、社会のあらゆる分野に共に参画し、個性と能力を発揮できる社会の実現を図るために、男女共同参画を推進する社会環境の整備、職場・家庭・地区における男女共同参画の推進、女性の人権を尊重する社会の形成等、男女共同参画社会づくりを推進する。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎 屋内運動場 給食施設 スクールバス	○豊松小学校整備事業（豊松地区） 校舎改修 ○三和地区統合小中学校校舎改修工事 ○町内小学校屋内運動場整備事業 ○豊松小学校整備事業（豊松地区） 屋内運動場改修 ○共同調理場整備事業（三和・豊松地区） ○児童・生徒送迎対策事業 スクールバスの購入等	神石高原町 〃 〃 〃 〃 〃	
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設, 体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 その他	○社会体育施設整備事業	神石高原町	
	(4) 過疎地域自立促進 特別事業	○小中高学校教育連携事業 ○小・中・高校教育支援事業基金 ○学校給食実質無償化補助事業 ○幼稚園保育料実質無償化補助事業	神石高原町 〃 〃 〃	
	(5) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、文化連盟が設立され、公民館等を活用して様々な芸術文化活動が行われているとともに、小中学校等を利用してスポーツ活動が行われているが、活動への参加者の固定化、高齢化、指導者の不足等の課題を抱えており、これら課題への対応のほか、情報提供、活動の場の確保、活動に対する支援等により、活動の一層の充実を図る必要がある。

また、地域固有の財産として、平成21年度に整備した備後北部最大の古墳時代前期の前方後円墳である辰の口古墳をはじめとして、帝釈峡遺跡群等の史跡、神社仏閣等の建造物、天然記念物等や、神楽、神祇、供養田植、豊松太鼓、渡り拍子等の伝統芸能が多数存在している。今後、これらの歴史・文化資産の保存、継承を図る必要がある。

(2) その対策

本町内に所在する帝釈峡遺跡群は、旧石器時代から縄文時代の住居等として利用された洞窟・岩陰が集中する、我が国でも類例の少ない遺跡群であり、これらの発掘調査をさらに進めるとともに、その保存に努め、併せて公開することにより活用が図れるよう、環境整備を推進し、あわせて、古文書等の歴史資料の保存に努める。

住民が心豊かで楽しく暮らせるよう、神楽、神祇等地域の伝統芸能の継承、発展を図るとともに、「仙養ヶ原芸術家村」の活用等により、新たな文化、芸能活動の育成を図ることとし、これらに取り組む団体等の活動を支援する。

さらに、これらの活動を通じた地域内交流等により、芸能、文化活動の促進と併せて、住民の一体感を醸成するため、定期的に情報提供、講習会、交歓会、イベント等を開催するとともに、図書館の管理運営に指定管理者制度を導入し、民間の活力による運営の刷新を行いながら読書の推進による「教養の町」づくりを図る。

また、「神石高原町」をアピールし国際化への取り組みを推進する。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興 施設等			
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	○教養の町読書推進事業 ○教養の町読書推進事業（指定管理者分）	神石高原町 〃	
	(3) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、過疎化・高齢化の進行に伴い、高齢化率が50%を超える集落が増加し、合併以前の行政区を中心とする小規模なコミュニティ単位では集落機能を維持することが困難となっており、それぞれの集落の実情に応じて、集落機能の再編を検討することが求められている。

また、住民とのパートナーシップによるまちづくりを推進していくため、その活動母体となる「自治振興会」を育成することが必要となっており、これまでの活動実績や地域の実情を踏まえた体制づくりや活動支援に取り組むとともに、これら組織や活動と連携した集落の維持・活性化を進めていくことが必要である。

(2) その対策

過疎化、高齢化、行政の広域化等が進む中で、身近なコミュニティ活動を維持し、地域の伝統・文化を継承するとともに、「自分たちの地域は自分たちで支える」という理念に基づいて各地域で設立されている自治振興会の組織の確立を図るとともに、人材の育成、アドバイザーの派遣、まちづくり情報の提供等の支援を進め、組織の育成・強化を図り、旧町単位で協働支援センターを設立し、より充実したまちづくり施策に取り組む。

さらに、中山間地域等直接支払事業を活用した農業振興等への取り組み、住民グループ等による地域づくり活動、起業活動等を積極的に支援し、住民と連携して地域の活性化を推進する。

そのため、平成21年度から集落支援員（行政経験者等）を、平成23年度から地域おこし協力隊を配置し、小規模・高齢化が特に進んだ集落を対象に、対象集落内の全戸見守り活動と集落の話し合い活動などを支援する取り組みをさらに拡充する。あわせて、集落支援員の全国規模によるネットワーク作りに取り組む。

その他、高齢化により地域・集落の整備・再編等、安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立する施策に必要な経費の財源に充てるため、基金を新規に設置する。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	○定住促進対策事業 ○ブライダル関連事業 ○男女共同参画推進事業 ○協働支援センター運営事業 ○生活圏の拠点づくり推進事業 ○包括的移住支援体制構築事業	神石高原町 〃 〃 〃 〃 〃	
	(3) その他	○全体コミュニティ施設修繕事業	神石高原町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、平成16年11月5日に神石郡4町村の新設合併により、新たに「神石高原町」として発足した。

このため、合併に伴う行政組織の再編のもとに、行政サービスの拠点となる本庁舎を旧三和町役場の改修により整備するとともに、その他の旧町村の役場についても支所を配置しているが、支所については、住民の身近な行政サービスの充実を図るほか、余剰スペースの有効利用の検討が必要となっている。さらに、その他の公共施設についても合併に伴う施設利用のあり方を検討する必要がある。

一方、行政区域の拡大に伴う住民の不安に対応し、合併を契機とした新たなまちづくりに向けて住民と行政が協働して取り組むとともに、中心部や周辺部それぞれの特性を生かした均衡あるまちづくりを推進していくことが求められている。

(2) その対策

本庁舎については、住民サービスの維持、向上を図るため、今後にも必要に応じて本庁舎の機能の拡充に努める。

支所については、住民サービスの低下を招かないよう、適正な組織の維持、人員の配置を図るほか、行政情報ネットワークの整備により、事務処理の円滑化を図る。

また、支所の余剰スペースやその他の公共施設の活用については、住民と協働してその活用のあり方を検討する。

さらに、住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりの各段階・分野における住民意見の反映の場の拡充等を推進する。あわせて、町の重点施策に係る財源確保のため基金の造成を行い、適時に有利な事業を進める。

次に、平成21年度に策定した「神石高原町地域新エネルギービジョン」に基づき、バイオマス、太陽光、風力等の新エネルギー活用を柱にしながら、「普及啓発推進」、「公共施設への新エネルギーの導入」、「住宅への新エネルギーの導入促進」、「クリーンエネルギー自動車の導入」、「民間事業者との連携」の5つの重点プロジェクトを推進し、「エコなまちづくり」を目指す。あわせて、エネルギーの安定供給、地球環境問題への対策、新規産業や雇用の創出に取り組む。

(3) 計画

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進 に関し必要な事項	過疎地域自立促進 特別事業	○廃校舎等解体事業 ○公共施設総合管理基金	神石高原町 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

過疎地域自立促進計画に掲載の各事業を実施するにあたっては、公共施設等総合管理計画との整合性を図り適切に実施する。

事業計画(平成28年度～32年度) 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	・農業者支援事業	新規就農者や既存農家への機械・施設等の導入補助や営農体制支援・有害鳥獣対策費補助。	神石高原町	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	・かがやきネット運営 ・農林道施設耐震化補強修繕・長寿命化点検修繕	町内ケーブルテレビ等の情報通信施設維持管理。 農林道施設の耐震化及び長寿命化のための総合点検と修繕。	〃 〃	
3 生活環境の整備	・簡易水道単独町費事業【修繕】 ・農業集落排水処理施設老朽化修繕等 ・ごみ処理関係施設施設修繕 ・公営住宅修繕	簡易水道施設の修繕。 農業集落排水処理施設の老朽化等に伴う修繕。 R D F 施設及び最終処分場の修繕。 公営住宅の修繕。	〃 〃 〃 〃	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	・高齢者等保健医療助成事業 ・食の自立支援事業 ・幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助事業 ・定住促進対策事業（保育料実質無償化）	高齢者やこどものワクチン接種費助成や医療費助成。 食事の困難な高齢者等に対する食の支援及び安否確認等。 幼児・児童等のインフルエンザ予防接種費助成。 18歳以下の子が2人いれば保育料を実質無償化とする補助。	〃 〃 〃 〃	
5 医療の確保	・町立病院政策医療交付金事業 ・医療従事者確保基金積立	町民への政策医療提供に要する経費に充てる交付金。 医療従事者確保のための奨学金等に充てる基金積立。	〃 〃	
6 教育の振興	・小中高等学校教育連携事業 ・小・中・高校教育支援事業基金 ・学校給食実質無償化補助事業 ・幼稚園保育料実質無償化補助事業	町内の小中学校、高校との連携や、教育の拡充に対する支援。 小中高教育連携に係る財源に充てる既存基金へ追加積み立てを行い、必要に応じ計画期間後に処分する。 学校給食を実質無償化とする補助。 18歳以下の子が2人いれば保育料を実質無償化とする補助。	〃 〃 〃 〃	
7 地域文化の振興等	・教養の町読書推進事業	世界に誇る教養立町を目指して、教育・読書などを強化推進。	〃	
8 集落の整備	・定住促進対策事業 ・ブライダル関連事業 ・男女共同参画推進事業 ・協働支援センター運営事業 ・生活圏の拠点づくり推進事業 ・包括的移住支援体制構築事業	人口増加を図るため、子育て支援及び定住支援に関する各種補助事業。 未婚の男女を対象に、イベント、結婚相談等総合的に実施する。 町民への啓発活動及び男女共同参画推進基本計画策定の見直し。 協働によるまちづくり推進条例（整備予定）に基づく、地区協働支援センターの運営支援と助成。 協働支援センターの設置に合わせ、各地区単位での計画策定経費。 定住、就業等を包括的に支援するための構想立案や協議会設置等体制整備。	〃 〃 〃 〃 〃 〃	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事業	・廃校舎等解体事業 ・公共施設総合管理基金	廃校舎解体による周辺地域の安全確保及び跡地の有効活用。 公共施設の維持修繕及び解体等に係る基金積立。過疎計画期間中、または、過疎法失効後に必要に応じて処分し、事業に充てる。	〃 〃	